

再意見照会先からの意見書

第2回検討会資料4の「今後の対応方針（案）」で記載した進め方に沿って再度意見を募ったところ、次の団体から意見書があった。

- NPO 法人 日本障害者協議会…………… 1
- 一般社団法人 全国がん患者団体連合会…………… 3
- 一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会…………… 4
- 一般社団法人 日本自閉症協会…………… 6
- 公益社団法人 全国精神保健福祉会…………… 9
- 社会福祉法人 全国盲ろう者協会……………10
- 社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合……………12
- 全国「精神病」者集団……………13
- 全日本ろうあ連盟……………16
- 日本認知症本人ワーキンググループ……………18
- ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会……………21

（五十音順）

改正旅館業法に関わる政省令案及び指針案への意見

2023年9月25日 日本障害者協議会

第2回改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会（9月5日）に紹介された表記文書について、とくに障害者に関わる部分について、次のように意見を提出いたします。多くの関係者が読んで理解できるよう、わかりやすい表現を望みます。

1 法第5条第1項第3号の政省令案について

「厚生労働省令で定める」要求とは、障害者差別解消法第7条第2項及び第8条第2項が規定する、障害者からの社会的障壁の除去を求める要求以外の要求、とすべきである。

そして、障害者からの社会的障壁の除去を求める要求については、障害者差別解消法に基づいて判断することとすべきである。

<説明>

- (1) 現在の案でもその意図がうかがわれるが、非常に不明確である。明確にすべき。
- (2) 障害者からの社会的障壁の除去の要求にどう対応するか、過重な負担かどうかをどのような基準で判断するかは大変微妙なことである。これを「旅館業の円滑な運営」の観点で判断するか、「障害者のできるだけ平等な社会参加」の観点で（障害者差別解消法の観点で）判断するか（どちらを主軸とするか）によって、結果が異なることがあり得る。したがって、このような場合は人権の観点を主に、産業の観点は副にという法的整理が必要と思われる。
- (3) 社会的障壁の除去および合理的配慮の判断を業種別の基準を主にして行うこととなると、障害者差別解消法の統一性が損なわれる恐れがある。
- (4) 政省令案のp3では、①は非常に不適切な「方法」（たとえば恐怖を与えるような言動）による要求で、かつ、「内容」面では過重な負担を伴うもの。②は過重な負担を伴うもの、としている。要求の「内容」と要求を伝える「方法」の両面で規定しようとするのであれば、①を内容、②を方法、として整理すべき。（①で「かつ」を入れたため、非常に不適切な「方法」で過重な負担を伴わない「内容」の要求を伝えた場合はどうするのか、等が不明となる）。

2 指針案について

- (1) 障害者からの合理的配慮の要求か否かを判断するのに役立つ規定を。

上記のように、厚生労働省令で定める要求には、障害者からの社会的障壁の除去の要求は含まれないと規定し、そのような要求への対処は障害者差別解消法の体系に基づいて行うと、政省令で明確にした場合、旅館業の受付窓口では、その要求が障害者からの社会的障壁の除去を求める要求なのか否かを判断することが必要となる。

したがって、障害者であるかどうかの確認、社会的障壁の除去や合理的配慮の要求である

かどうかの確認の方法などを紹介する必要がある。

障害者であるかどうかの確認では、障害者差別解消法の定義の紹介とともに、障害者手帳の所持者だけでなく、慢性疾患や難病により生活に制限のある人や、介護保険の要支援・要介護者も当然含まれることなどにも触れる必要がある。

(2) P25の図はわかりにくいので工夫した方がよい。

この図は、さまざまな要求を、合理的配慮の要求であるか否かで左右に分け、過重な負担を伴うか否かで上下に分け、4つに区分している。この4区分は理解しやすいが、法第5条第1項第3号で、宿泊拒否と理由と認められるのは、下の2区分なのか、左下の1区分なのか、わかりにくい。障害に伴う要求であるか否かを問わず、負担が過重なものは受け入れられないことは当たり前である。

(3) p23一番下の○「繰り返し」の要件

法第5条第1項第3号は、「宿泊しようとする者が、……（厚生労働省令で定める要求）を繰り返したとき。」（宿泊拒否できる）と書いている。つまり宿泊の申し込みの場面が主に想定されている。この検討会でも多くの事例が紹介されたように、お互いの事情を繰り返し説明し（建設的対話）、ようやく合意に至った例は多い。1回の説明では理解が得られず、2回、3回と（説明の仕方を変えて）説得し、理解してもらえることがある。あるいは当初の要求では負担が過重だと言われて、より負担の少ない別な方法を提案することもある。したがって、「繰り返し」について、建設的対話を阻害するような解釈がなされないよう注意をするべきである。

しかし、p23の最後の3行の文は、意味不明である上に、宿泊申し込みの場面ではなく滞在中のことをとりあげている。

(4) 障害者差別解消法との関係(p24, 3つ目の○)

最初の黒ポチ（・）では、障害を理由に宿泊拒否できない理由として、旅館業法よりまえに障害者権利条約・障害者基本法および障害者差別解消法を掲げるべきではないか。

次の黒ポチ（・）は「例えば、」で始まっている。しかしその内容は障害を理由にした拒否の例ではないので、適切ではない。代わりに、例えば、「当館は○○障害のある方のご利用はお断りしています。」などと一律に断ることは認められないと紹介すべき。また、「障害を理由にする」には、車いす、補助犬、人工呼吸器、介護者の同伴などを理由にすることも含まれることをこの黒ポチ（・）で紹介すべき。

p27の一番下の黒ポチ（・）の末尾（……求めること）に「(合理的配慮の要請)」を付記すること。

令和5年9月19日

厚生労働省「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」

座長 玉井 和博 様

一般社団法人全国がん患者団体連合会

理事長 天野 慎介

旅館業法の見直しに関する意見書

改正旅館業法の円滑な施行に関して、厚生労働省からの「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」への再度の意見提出の求めに対し、全国がん患者団体連合会として以下の意見を提出いたします。

記

全国がん患者団体連合会では、前回の意見提出の際に複数の意見を提出しており、そのうちのひとつとして次の意見を提出している。

がん患者に関しては、がんの進行により腫瘍熱を生じる場合もあれば、治療による骨髄抑制に伴い、発熱を生じる場合もあり得る。そのような身体状態であれば、旅行を控えるべきと考えることも出来るが、一方で、できるだけ仕事や日常生活を送りながらがん治療を継続することも広がっており、あるいは遠隔地の医療機関で外来の化学療法や放射線療法を受けるために、宿泊して治療を受けているがん患者もいる。よって、がんの治療中であることを示す書類等を所持している場合には、協力の求めに応じない「正当な理由」の一つとして考慮されるべきと考える。

この意見に対しては、「特定感染症国内発生期間における健康状態等の確認・報告の様式サンプル(案)」が示され、「特定感染症以外の疾患」以外の理由による発熱している者については、同様式の書面を用いて申告することが可能となる対応がとられたと考える。

一方で、「旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針(案)」等において、「感染症以外の理由で発熱している者」がいること(例えば、がん患者においては腫瘍熱や、治療による骨髄抑制に伴う発熱など)が必ずしも明確に記載されておらず、従業員が医学的知識を十分に有さない場合、これら「感染症以外の理由で発熱している者」が不当な取り扱いを受けることになる可能性が否定できないと考える。

よって、上記指針等において「感染症以外の理由で発熱している者」がいること(場合によってはがん患者などの例示を行うこと)、また「感染症以外の理由で発熱している者」への留意が必要である旨を明確に記載してはどうか。

以上

旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針（案）たたき台に関する意見

令和5年9月19日
（一社）全国手をつなぐ育成会連合会
会 長 佐々木 桃子

私たち（一社）全国手をつなぐ育成会連合会（以下「本会」という。）は、障害の状態にかかわらず、ライフステージに応じた適切な支援のもとで安心して暮らすことができる地域の実現を願っており、共生社会の実現を目指して活動に取り組んでおります。

旅館業法の改正に向けては、今般「旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針（案）たたき台」をお示しいただき、感謝申し上げます。その内容について、次のとおり意見を申し上げます。

記

1 指針（案）全体について

全体として、弊会をはじめとする障害者団体からの意見を取り入れていただき、とりわけ24ページ5行および14行から障害者差別解消法（以下「差別解消法」という。）との関係性を丁寧に整理くださいましたことに深く感謝申し上げます。

特に「宿泊に関して障害者差別解消法第2条第2号の社会的障壁の除去を求める場合（障害者差別解消法第8条に基づく合理的配慮の提供を求める場合を含む。）については、法第5条第1項第3号に該当せず、同項の他の各号に該当する場合を除き宿泊を拒否することはできない」という一文は極めて重要であり、この表記については修正することなく、仮に軽微修正をする場合でも現行案の趣旨は一切変更することなく成案としていただきますよう、お願い申し上げます。

また、25ページ7行にある「合理的配慮の提供と建設的対話は基本的に一体不可分であり、建設的対話で必要かつ合理的な範囲で柔軟に社会的障壁の除去を行うことが求められる」という表記も重要と考えます。可能であれば「合理的配慮の提供と建設的対話は基本的に一体不可分であり、建設的対話【を通じて】必要かつ合理的な範囲で柔軟に社会的障壁の除去を行うことが求められ

る」と修文することで趣旨がより明確になるかと思いますが、修文の是非はさておき、この表記についても修正することなく、仮に軽微修正をする場合でも現行案の趣旨は一切変更することなく成案としていただきますよう、お願い申し上げます。

加えて、26ページ9行にある「法第5条第1項第3号に該当することが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）に規定する「正当な理由」には該当しないことに留意する」という一文も、確認的な意味で重要です。差別解消法でいう「正当な理由」とは、たとえば心臓機能障害でペースメーカー装着しており、心拍数の急激な変動を固く医師から禁じられている人がジェットコースターへの乗車を希望した際に係員が拒否した・・・といったように、正当性が総合的かつ客観的に明々白々な場合にのみ認められるものであるということを再確認いただければ幸いです。

その意味で、26ページ13行および38行の「特定要求行為の具体例」および「特定要求行為に該当しないものの例」は、いずれも妥当と考えます。

2 その他意見

その他、記載につき1点意見を申し上げます。23ページ18行の「何をもって過重と言えるかは個々の状況を総合的に判断する必要がある」については、「何をもって過重と言えるかは個々の状況を総合的【かつ客観的】に判断する必要がある」と修文が適切と考えます。

（理由）

「負担が過重」との表記につき、差別解消法を参考に盛り込んでいただいておりますので、前回の意見書でも申し上げたとおり、「過重な負担」に当たるかどうかの判断についても、差別解消法の考え方である「客観性」を追加すべきと考えます。

（参考：前回の意見書（抜粋））

・・・差別解消法の合理的配慮提供場面における「過重な負担」とは、個別の事案ごとに具体的な検討があって初めて発生する概念であり、しかも具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要とされています。

・・・少なくとも、旅館業法でいう「過重な負担」と差別解消法でいう「過重な負担」は同一の語義、同一の運用解釈であることが不可欠です。

理解できる研修資料を作成するといった対応をよろしくお願い申し上げます。

以 上

【事務担当】

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会東京事務所 （担当：又村）
〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-17-6 第三和幸ビル2F-C
TEL：03-5358-9274 E-mail matamura.aoi@gmail.com

2023年9月19日

改正旅館業法の政省令事項案及び指針案等に対する意見

一般社団法人 日本自閉症協会

1. はじめに

改正旅館業法の政省令事項及び指針作成に際して、当協会の意見を聴取していただき感謝いたします。

自閉スペクトラム症の人は、電車やバスなどの乗り物が大好きな人が多くいます。また、水辺の生き物や動物、恐竜などある特定のものに興味を持ったり、推しのキャラクターがいたりします。そのため、乗り物に乗って、水族館や動物園、博物館、テーマパークなどに行く旅行をととても楽しみにしています。そのような人たちが、旅先での宿泊を拒否されることなどないことを願ってやみません。

しかし、世の中には、段差だらけの建物や利用しにくい機器など障害のある人の社会参加を阻む社会的障壁はまだたくさんあります。一見してわかりにくい障害である自閉スペクトラム症の人にとっての社会的障壁のひとつは、今なお残る固定観念や偏見です。その代表的なものとしては、「自閉症の人は、独自のルールにこだわり、自分のルールに反すると大声になったり、同じことを繰り返し、こちらが何を言っても理解できないので無駄である。」「異常な挙動をする人は、何か迷惑行為をするに違いない」といった考え方です。

しかし、自閉スペクトラム症の人は、いつも大声を出しているわけではありませんし、社会のルールに従えないということもありません。大声を出すには理由がありますし、指示に従わないとしたら、指示の内容がわからないのかもしれませんが。また、挙動不審と誤解される動きをするからといって迷惑行為をしようとしているわけではありません。いずれも少しでも障害特性を理解していただければ解決できる問題です。また、実際に自閉スペクトラム症の人と接していただければ上記考えは誤りで、偏見であることはわかっていただけると思います。

障害のある人が、他の宿泊客に迷惑をかけるおそれがあるという理由で宿泊を拒否し、社会から排除されることがないように、政省令や指針等に明記していただくことは、上記固定観念や偏見といった社会的障壁を除去するために、必要であると同時に、大変有効であると期待いたします。

2. 改正旅館業法の政省令事項案について

(1) 旅館業法第5条1項3号の「厚生労働省令で定めるもの」についての施行規則に定める内容案が示されています。

(2) 厚生労働省令で定める要求①については、(当該行為が合理的な理由を欠くものに限る。)とされています。当該行為が障害の特性によるものである場合は合理的な理由があるとして除外されることを明記していただいたのだと理解します。自閉スペクトラム症の人の懸念を考慮していただいたのだと感謝いたします。

ただ、この「合理的な理由」について②のように具体的な例を例示していただけたら、自閉スペクトラム症の人も含め、すべての人にはっきりとわかるのではないかと思います。

(3) ②については、(宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条第2号の社会的障壁の除去を求める場合を除く。)と明記されております。

これにより、旅館業法第5条1項3号が、障害のある人の宿泊を拒否する正当な理由とならないことを明確に示していただいたものと理解いたします。

ただ、旅館業法第5条1項3号が旅館業界はもちろんのこと、他業種に対しても、過重な負担が生じる場合は合理的配慮を提供できないのではなく、サービスの提供自体を拒否するなど障害者差別解消法が禁止する不当な差別的取扱いをしてよいのだとの誤った解釈が生じないように、指針のみならず、あらゆる方法で、周知徹底していただきたいと思えます。

3. 改正旅館業法の指針案について

(1) P27に、特定要求行為に該当しないものの例として、「当該行為が障害の特性によることが、当該障害者又は障害者の同行者にその特性について聴取するなどして把握できる場合」が挙げられています。

しかし、たとえば自閉スペクトラム症の人がパニックになっているような場合で、同行者もいないときなど、障害者本人又は同行者から障害の特性を聴取できない場合は、上記例に該当しないので、特定要求行為に該当するとして宿泊拒否できるとの誤った印象を与えないかということを、当協会としては何よりも懸念いたします。

ここに記載されている内容はあくまでも例示であり、ここに記載されているもの以外でも特定要求行為に該当しないものがあることがはっきりとわかるように記載を工夫していただければと思います。

(2) 「医療的な介助が必要な障害者、重度の障害者、多動の障害者、オスト

メイト使用者の宿泊を求めること」の例も示されています。

このうち、「多動の障害者」とは、具体的にどのような障害のある人を指すのかは判然としません。確かに、自閉スペクトラム症の人の中には、多動な特性を持った人も多くいますが、「多動の障害者」と称されることには、違和感があります。また、適切な表現とは思われませんので、表現を工夫していただければ幸いです。

4. その他

自閉スペクトラム症の人やその家族は、障害があるから特別なことをしてほしいと望んでいるわけではありません。ただ、障害のない人と同じように、好きなところへ行き、好きなものを見て、好きなところに宿泊したいと願っているのです。障害があるために、さまざまな苦手なことがありますし、できないこともあります。合理的配慮の提供を受けることで、可能となることもいっぱいあります。

合理的配慮を、過重な負担がかかるものまで求めるものではありません。ただ、過重な負担がかかるからという理由で、障害のある人の宿泊を拒否しないでください。

自閉スペクトラム症の人が何らかの原因でパニックになっていたとしたら、迷惑行為だと排除するのではなく、できる範囲で構いませんので、手を差し伸べていただきたいと思います。

自閉スペクトラム症の人は、社会の中に一定数います。単独で行動している人も少なくありません。障害の有無にかかわらず共に生きる共生社会の一員として、自閉スペクトラム症の人たちがいることを知っていただきたいと思います。

自閉スペクトラム症があることなんて、どうやってわかるのだと思われるかもしれませんが、社会には自閉スペクトラム症の人が一定数いるという視点を持って見ていただければ、結構気づいていただけたと思います。

ただ、そのためには障害理解のための研修が重要です。研修について、必要があれば当協会は協力を惜しみません。

以上

2023年9月15日

改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会御中

公益社団法人全国精神保健福祉会

改正旅館業法の円滑な施行に向けた団体追加意見

・特定要求行為に関して

省令案では「当該行為が合理的な理由を欠くものに限る」としています。また、「特定要求行為」の要求内容に関しては、省令案で「宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条第2号の社会的障壁の除去を求める場合を除く」とした上で、指針案のP24～25に「社会的障壁の除去を求めることは特定要求行為にあたらぬ」と明記されました。

第2回の会議を傍聴する中では、事業者からは、クレーム要因と思われる事項と混同されて過剰要求のようにとらえられている印象を受けました。事業者の方のご苦勞もわかりますが、クレームや理不尽な要求のこととは区別して、障害があってもホスピタリティの対応を通常におこなう視点でとらえていただくことを補完するものとして、障害者が円滑に宿泊できる環境を整えるための柔軟な対応が「障害特性によるものは合理的理由であり特定要求行為にあたらぬ」「社会的障壁の除去を求めることは特定要求行為にあたらぬ」という原案を維持することだと考えています。

そのためにも、当事者参画のもとでの研修プログラムの作成・実施、宿泊拒否や合理的配慮拒否にあった場合の相談窓口の設置は欠くことができないものとして、どうすれば懸念をこくふくできるのかという建設的な検討を求めます。

「障害者差別解消法 衛生事業者向けガイドラインの改定案」についての意見書
(2023年9月19日提出)

社会福祉法人 全国盲ろう者協会

このたびは、障害者関係団体等に対する丁寧な聞き取りにより、「参考資料7:障害者差別解消法 衛生事業者向けガイドラインの改定案」につきまして、各障害種別の特性に応じた具体的な事例を盛り込んでいただき、心より感謝申し上げます。

つきましては、私どもより、以下のとおり、意見を提出いたします。

1. 「第3 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例」について

①「(1) 正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例」に、以下を追記してください。

- ・ 盲ろう者が多く参加する行事で使用するため予約をしようとしたら、ホテル内は、階段や段差が多いため危ないという理由で利用を断られた。

②「(3) 合理的配慮に当たり得る配慮の例」の「○補助器具・サービスの提供<情報提供・利用手続きについての配慮や工夫>」を以下のように修正してください。

(修正前)

- ・ 手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書や写真、イラスト、コミュニケーションボードの使用、触覚により意思伝達するなど、本人が希望する方法でわかりやすい説明を行うこと

(修正後)

- ・ 手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書や写真、イラスト、コミュニケーションボードの使用、触覚により意思伝達する(手のひらに指で文字を書く等)など、本人が希望する方法でわかりやすい説明を行うこと

③「(3) 合理的配慮に当たり得る配慮の例」の「○補助器具・サービスの提供<従業員などとのコミュニケーションや情報のやりとり、サービス提供についての配慮や工夫>」を、以下のように修正してください。

(修正前)

- ・ 筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字、触覚による意思伝達など多様な意思疎通の配慮を行うこと

(修正後)

- ・ 筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字、触覚による意思伝達(手のひらに指で文字を書く等)など多様な意思疎通の配慮を行うこと

④「(3)合理的配慮に当たり得る配慮の例」の「○補助器具・サービスの提供<従業員などとのコミュニケーションや情報のやりとり、サービス提供についての配慮や工夫>」に、以下を追記してください。

- ・ 部屋でフロントのスタッフに緊急に連絡したいとき、メールで連絡ができるようにすること。

⑤「(3)合理的配慮に当たり得る配慮の例」の「○補助器具・サービスの提供<バリアフリーに関する環境の整備の例>」に、以下を追記してください。

- ・ トイレの中の「流す」、「非常呼び出し」のボタンを触ってわかるようにすること。
- ・ エレベーターの開閉や階数のボタンに点字をつけること。

2.「別冊 旅館業の施設における障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例」について

「第2 (3)合理的配慮に当たり得る配慮の例」の「<建物や設備についての配慮や工夫>」を、以下のように修正してください。

(修正前)

- ・ 視覚障害者の方の同行者に対して、その視覚障害者が宿泊する客室の鍵を追加で共有するなどの配慮を行うこと。

(修正後)

- ・ 視覚障害者および盲ろう者の方の同行者に対して、その視覚障害者や盲ろう者が宿泊する客室の鍵を追加で共有するなどの配慮を行うこと。

以上

令和5年9月15日

改正旅館業法の政省令及び指針案等に対する意見

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合

●参考資料7：障害者差別解消法 衛生事業者向けガイドラインの改定案

22ページ 19行目

原文 パソコン

修正案 パソコン等

理由 パソコン以外にもタブレットやスマートフォンを利用する可能性があるため。

23ページ 12行目

原文 視覚障害者が使用しているものの位置を変えないなど周囲の協力が不可欠

修正案 視覚障害者が使用しているものの位置を本人に知らせた上で変えるなど周囲の協力が不可欠

理由 この部分で「周囲の協力が不可欠」に重きを置くのであれば、「本人に知らせた上でものの位置を変更する」という事例を入れた方が良いと思う。原文の「ものを置かない」「位置を変えない」は支援内容の方向性が重複していることを踏まえると、修正案に修正することを検討してほしい。

厚生労働省健康局生活衛生課 御中

全国「精神病」者集団
共同代表 関口明彦・桐原尚之

改正旅館業法の指針案等についての意見書

日頃より精神障害者に係る各種の施策推進にご尽力に心より感謝申し上げます。
全国「精神病」者集団は1974年より活動をする精神障害のある者によって運営をされる障害者団体です。ご依頼の表題の件につきまして、下記の通り意見書を提出いたします。今後の施策推進にあたりご参考にしていただけますと幸甚です。宜しくお願い致します。

記

(1) 指針(案)たたき台について

1. 特定要求行為についての例について

箇所：資料3 指針(案)たたき台について 26 ページ 33 行目

対応：削除

範囲：宿泊しようとする者が、宿泊サービスに従事する従業員に対し、自らのマスク不着用に苦情を言わないよう他の宿泊客を注意することを繰り返し求める行為

理由：改正旅館業法第4条の2第4項に係る先の国会答弁において、宿泊者に対する感染防止対策へ協力の求めに応じない「正当な理由」として、障害がある等の理由によりマスク着用が困難である場合が具体的に示されていることから、マスクの不着用についてはやむを得ない理由があることが確認されている。また、国は「マスク等の着用が困難な状態にある方への理解について」と題して、ホームページ等で「マスク等の着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮をお願いします」との啓発を行っている。

これらに鑑みて、「自らのマスク不着用に苦情を言わないよう他の宿泊客を注意することを繰り返し求める行為」それ自体については、障害等を理由にしたマスク不着用に至る正当な理由であることもあり得ることや「個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮が求められる状況」が現に存在することから、合理性、正当性を欠くと断じるに相当する理由は見当たらない。よって、「宿泊しようとする者が、宿泊サービスに従事する従業員に対し、自らのマスク不着用に苦情を言わないよう他の宿泊客を注意することを繰り返し求める行為」を特定要求行為とすることは不適當である。よって該当箇所を削除することが必要である。

2. 特定要求行為に該当しないものについての追記

箇所：資料3 指針(案)たたき台について 27 ページ 29 行目

対応：追記

文案：(例示の追記)

- ・精神障害のある者がエレベーターや階段等の人の出入りがあるエリアから離れた静穏な環境の部屋の提供を求めること
- ・精神障害のある者が駅や空港などの公共交通機関への送迎を求めること
- ・精神障害のある者がチェックインカウンター等の手続きの順番の変更を求めること
- ・精神障害のある者が部屋までの荷物の運搬を求めること
- ・発達障害のある者が待合スペースを含む空調や音響などについての通常設定の変更を求めること

理由：宿泊施設の利用に伴い、多様な障害特性上認められるニーズとして適当である事例について具体的に示すことが必要であるため。

参考：優先金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針 [ルール・慣行の柔軟な変更の具体例]

<https://www.fsa.go.jp/receipt/syougai/syougai.html>

3. 研修の内容

箇所：資料3 指針（案）たたき台について 34 ページ 21 行目

対応：追記

文案：ヘルプマークなど障害者に関するマークの一例を用いた障害理解

理由：見た目ではわからない精神障害のある者や発達障害のある者をはじめ、義足や人工関節を使用している者、内部障害や難病の者など外見からは障害があると分からなくても援助や配慮を必要としている者らが周囲の人々に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークとしてヘルプマークは、一定の流通がある。そのような障害理解に伴う困難さを留意した障害理解が必要であるため、ほかのマーク等の認識向上も鑑みて、内閣府の資料等を用いた啓発が求められる。

参考：障害者に関するマークの一例（内閣府）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>

(2) 今後の対応方針について

1. 研修ツールについて

箇所：資料4 今後の対応方針（案）4 ページ

対応：追記

文案：精神障害や発達障害の特性等については、一部は特定要求行為に該当するかのよう誤解が生じることや理解のあり方に困難が指摘をされていること等から精神障害や発達障害についての理解に係る研修の実施については、特に留意が必要である。その際、精神障害や発達障害のある者は見た目ではわからないとされること、精神障害については根深い偏見があること、一部の者は障害特性から意思表示に困難が伴うなどの社会的障壁に着目をし、障害の社会モデルの視角のもと、精神障害の障害者団体の協力のもと、精神障害の特性等についての障害理解、多様性理解を含む環境整備の向上が期待される内容とするものが適当である。

2. フォローアップについて

箇所：資料4 今後の対応方針(案) 6 ページ

対応：追記

文案：宿泊拒否の理由等の記録（改正法附則第3条第2項関係）について、件数や理由についての概況把握を行うとともに、本来であれば障害等を理由にして特定要求行為に該当しないケースが含まれないか等についての検証を行う機能が必要である。また、特定要求行為に相当するか宿泊施設等が判断に悩まれたケースについても必要に応じてヒアリング等を行い、プライバシー配慮を行うなどして今後の研修の構成に活用できる体制を設けることが適当である。

以 上

〒143-0016

東京都大田区大森北 2 丁目 6-1

サンプラザ竹虎 307

tel 080-5484-4949（担当：山田）

e-mail jngmdp1974@gmail.com

「改正旅館業法」 政省令案・指針案等に対する書面意見

20230926 全日本ろうあ連盟

きこえない人は音声情報が聞こえないため、周囲の状況がわからず、コミュニケーションもできず不安になったり孤立したりしてしまいます。きこえる人と同じように、いつでも安心して快く旅館を利用できるように、資料3「旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針(案)たたき台」につきまして、下記の通り意見を提出します。

P26

38 ③特定要求行為に該当しないものの例

➡意見

宿泊に関して障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求めることについて、P27 32～35の記述を含めて、ぜひ理解を深める機会を拓けてください。

(説明) きこえない人への対応方法が理解されず、必要な配慮を行えない営業者への普及啓発がまだ必要です。

P34

27 ○研修に当たっては、国において作成する研修ツールや障害者差別解消

28 法に基づく衛生事業者向けガイドラインを活用するほか、

29 ・旅館・ホテル関係団体等の研修に参加すること

30 ・障害者団体や自治体の障害者部局と協力して、実際に障害者の話を

31 聞くこと(どのような行為を差別と感じるかの質疑応答を含む)。

32 ・社会的障壁の除去に必要な性を理解するための社会モデル研修を行う

33 こと

➡意見

指針やガイドライン等に、具体的にきこえない人が困った事例とその改善方法を掲載してください。また職員研修においても、困った事例と好事例がわかるような教材を使用してください。

(説明)1人の障害者から障害者全般の説明で済ませることのないよう、障害別に障害者の話しを聞く機会をつくってください。

P36

9 ・聴覚障害者が、従業者に問い合わせをできるよう、電話だけでなく

10 メールでも問い合わせを行うことができるようにすることや、聞こえ

11 づらくとも使用できるよう、字幕表示の設定が可能なテレビ等の設備

12 を備えること

➡12 の後に追加

- ・災害発生の際に、非常警報が分かるようパトライトなどの表示灯の設置をすること
災害発生の際に、非常警報をパトライト等の光で知らせると、宿泊者全員に伝わります。
(説明)サイレンや緊急放送を視覚的に伝える手段が必要です。

P37

- 1 ○法第7条に基づき、都道府県等は、この法律の施行に必要な限度にお
- 2 いて、旅館業の営業者その他の関係者から、
- 3 ・法第4条の2第1項の規定に基づいて行った協力の求めの内容
- 4 ・法第5条第1項各号の規定に該当すると認め、宿泊しようとする者
- 5 の宿泊を拒んだこと
- 6 等について、必要な報告を求めることができる とされている。

➡意見

- ・宿泊しようとする者が、宿泊拒否や合理的配慮拒否にあった場合の相談窓口を、都道府県等がどのように設置するかについて明確に規定してください。

(説明)例えば、障害者差別解消法では相談窓口の設置に関する規定がありますが、本指針では不当に宿泊を拒まれた場合、どこに相談するのが明確ではありません。

参考資料7 「障害者差別解消法 衛生事業者向けガイドライン」(案)
に関する改善点の提案

日本認知症本人ワーキンググループ (JDWG)

左端数字は、原文に付されていた行 No. →は改善提案

○認知症 p37～38

【主な特性】

p.37

- 18 ・認知症は、単一の病名ではなく、種々の原因となる疾患により記憶障害など認知機能が低下し、生活に支障が出ている状態
→ ・認知症は、病名ではなく、種々の原因疾患により記憶障害など認知機能が低下し、生活に支障が出ている状態（生活障害）
- 20 ・原因となる主な疾患としては、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症（ピック業など）がある。
→ ・原因となる疾患は単一ではなく、主なものとしては、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症（ピック業など）がある。
- 22 ・認知機能の障害の他に、行動・心理症状（BPSD）と呼ばれる症状（徘徊、不穏、興奮、厳格、妄想など）がみられる。
→ ・認知機能の障害の他に、行動・心理症状（BPSD）と呼ばれる症状（徘徊、不穏、興奮、厳格、妄想など）がみられる場合がある。

<「主な特性」に追加いただきたいこと>

- ・認知症は、発症後 10 年前後から 20 年以上の長い経過をたどる。いきなり多様な症状や生活障害がでるのではなく、初期は外見上、気づかれにくく、徐々に症状とそれに伴う生活障害が重度化していく。
- ・認知症は、原因疾患のみではなく、環境による影響を大きく受け、その人が置かれた環境（人の関わりも含む）によって状態像が大きく変動する。
- ・認知症は、65 歳以上の高齢者のみではなく、65 歳未満の人でもなりうる（若年性認知症）。

【主な対応】

- 26 ・高齢化社会を迎え、誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は皆にとって身近な病気であることを理解する。

- ➡・**超高齢社会**を迎え、誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが認知症の人に関わる可能性があるなど、認知症は皆にとって身近な状態であることを理解する。

P. 38

- 1・各々の価値観や個性、想い、人生等をもつ主体として尊重し、できないことではなく、できることに目を向けて、本人が有する力を最大限に活かしながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方やなじみの関係が継続できるよう、支援していく。
 - ➡・**不可解な言動が見られてもそこだけに目を奪われず**、各々の価値観や個性、想い、人生等をもつ主体として尊重し、できないことではなく、できることに目を向けて、本人が有する力を最大限に活かしながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方やなじみの関係が継続できるよう、**まずは見守り、必要なことのみ**を支援していく。

- 5・早期に気づいて適切に対応していくことができるよう、小さな以上を感じたときに速やかに適切な機関にそうだんできるようにする。
 - ➡注) 旅館業関係者の方々が可能な、下記のような対応策にした方がいいと思いました。
 - ・認知症の人に備えて、早期に気づいたり、適切な対応をしていけるよう、ふだんから、近くにある地域包括支援センターの職員と連携をはかり、従業員全体が認知症の正しい知識及び認知症の人への理解を深めるための学習を繰り返してできるようにする。(実際の対応で苦慮した場合や緊急を要する場合、地域包括支援センターに相談の一報をいれる。)
 - ・本人が安心・安定した言動をとれるために、ストレスをかけないように、本人自身に笑顔で向き合い、ゆっくり、わかりやすい簡潔な説明や対応に努める。
 - ・本人がスムーズにできない場合でも、急がせず、一呼吸待つ。
 - ・言葉のみではなく、ボディランゲージをつかったり、筆記や図なども用いる。
 - ・既存の説明文や記入用紙、館内や室内の説明文等が、簡潔でよみやすく、わかりやすいかを、点検し、改善をする。
 - ・本人に渡す説明文等で、本人に特にわかってほしい点を、マーカー等で色付けしたり印をつけて渡す。
 - ・ロビーや廊下、室内、食堂、浴室等の環境や備品等にわかりやすい表示や説明があるか、物品がシンプルで扱いやすいか等、本人の視点にたって点検・改善をはかる。

- 7・BPSDについては、BPSDには、何等かの意味があり、その人からのメッセージとして聴くことが重要であり、BPSDの要因として、さまざまな身体症状、孤立、不安、不適切な環境・ケア、睡眠や生活リズムの乱れなどにも目を向ける。
 - ➡・BPSDは、慣れない環境やなじみのない人の関わり、睡眠や生活リズムの乱れ、身体症状、孤立、不安によって引き起こされ増幅されやすいため、まずは周囲が落ち着いて対応し、本人が静かに落ち着きを取り戻せるようにする。体調の変化を本人が訴えられ

ないことも少なくないので、体温や血圧、痛みや苦痛等、基本的な身体状態を丁寧に確認する。

10・症状が変化した等の場合には、速やかに主治医に受診し、必要に応じて専門機関に相談することなどを促す。

→症状が急激に変化した等の場合には、本人の家族やなじみの支援者等と連絡・相談をしながら、主治医に受診したり、必要に応じて専門機関に相談することなどを促す。

改正旅館業法の政令・省令・指針等（厚労省案）に対する意見書

2023（令和5）年9月26日

厚生労働大臣 武見敬三 殿

ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会

第1 はじめに

厚生労働省が、2023（令和5）年9月5日、「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」（第2回）において提案した政令（施行令）・省令（施行規則）・指針等に関する案（たたき台）については、私たちが2023（令和5）年8月17日付「改正旅館業法の政令・省令・指針等の制定に関する意見書」で求めた内容が反映されていない部分が多く、いまだ多岐にわたり人権侵害・差別助長のおそれのある内容が含まれているため、以下のとおり、意見を述べる。

第2 4条の2第1項（政省令事項関係）

1 4条の2第1項第1号（柱書）「その他政令で定める者」

政令（施行令）案では「特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」（濃厚接触者）を協力の求めの対象者に含めることが提案されている。

しかし、私たちの2023年8月17日付け意見書（4頁）でも述べたように、感染症法上濃厚接触者について、居宅待機等の感染防止に必要な協力の求めに対しては「努力義務」しか課されていないにもかかわらず、宿泊施設において法的義務を課するのは、感染症法上の基本理念（差別防止）や基本原則（人権制限の必要最小限度の要請）に反している。

この点、厚労省は、「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」（第1回・令和5年7月28日）において、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会のアンケート調査結果として、「同時期に5人程度以上の感染者が確認されたか」という質問に対して、「ある：13%」「ない：87%」という結果を掲載しているが（資料2の4枚目）、これは保健所がクラスター発生を認定したことを意味するものではなく、調査の正確性・信頼性も判然としない。

また、同検討会（第1回）では、平成15年に香港でSARSが流行した際にホテルで蔓延したという資料も提示しているが（資料4の16枚目）、20年前の海外の一事例であり、日本国内において新型コロナウイルス感染症について保健所がクラスター発生を認定したわけでもなく、しかも濃厚接触者が原因で感染拡大した事例でもないから、濃厚接触者に対して法律上の

権利制限を課すべき必要性・合理性を裏付けるに足りる具体的・科学的根拠とは言い難い。

よって、同行者はもちろん、「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」（濃厚接触者）も協力の求めの対象者とするには反対である。

また、少なくとも以下の点が明らかにされる必要がある。

- (1) 同行者・同室者（家族・団体）が含まれないこと
- (2) 保健所（都道府県等）が感染症法上「特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」（濃厚接触者）と認定した者に限ることを明記し、かつ、旅館業の営業者に濃厚接触者と判断する権限はないこと（営業者が判断することは禁止されること）
- (3) 「特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」について、感染者家族等に対する差別を防止するためには、「接触者等」（指針案（たたき台）7頁29行目）というような「濃厚接触者」より広い概念と誤解するおそれのある略称を用いないこと
- (4) 感染症法44条の3第3項（自宅等感染防止協力要請に応じる努力義務規定）との整合性を図り、かつ、協力の求めに関する人権侵害・差別を防止するため、法4条の2第4項の規定は「責務」とし、あるいは、少なくとも「義務」・「義務規定」（指針（たたき台）21頁12行目・21行目）という記述は削除し、単に「協力の求めに応じなければならないという規定」と表現を修正すること

2 4条の2第1項第1号イ「厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより」

(1) 「厚生労働省令で定めるもの」

省令（施行規則）案として、「特定感染症の症状を呈している者にあつては、当該症状が特定感染症以外によるものであることの根拠となる事項」（指針案（たたき台）9頁24行目・10頁19行目）が提案されている。

この点、参考資料9（1. 来館時に記載を求める場合の様式サンプル）「特定感染症に関する確認票」の様式サンプル（案）では、「医療機関を受診すること等によって症状の原因が特定感染症以外であることが判明している。□特定感染症以外の疾患、□医薬品の副作用・予防接種の副反応、□医学的処置、手術、治療、施術、□その他」という質問に対して回答を求めており、患者のプライバシー権に配慮して具体的疾患名の回答までは求めていない点は評価できる。

しかし、「医療機関を受診すること等」という文言では、医療機関の診察結果またはそれと同等の根拠に基づかなければならないように見えるの

が問題である。また、医薬品の副作用・予防接種の副反応は医療機関を受診しても容易には「判明」しないし、医学的処置によって生じた症状であるか否かも必ずしも容易に「判明」するわけでもない。また、「生理中に発熱する体質」（第3回旅館業法の見直しにかかる検討会（2021年9月27日）議事録10頁）や、ハンセン病元患者が知覚麻痺のため傷口を作り、傷口から化膿菌等の感染による熱発を起こすという経過を辿る場合（第4回旅館業法の見直しにかかる検討会（2021年10月28日）資料1-2（3頁））など症状の原因・背景は様々である。

よって、「特定感染症に関する確認票」の様式サンプル（案）における「医療機関を受診すること等によって症状の原因が特定感染症以外であることが判明している。」という質問については、医療機関の受診結果以外を根拠とすることが許容されない趣旨ではないこと及び特定感染症以外の原因であることが必ずしも「判明」していることまで求める趣旨ではないことが明らかになるように、「医療機関を受診することその他適宜の方法によって症状の原因が特定感染症以外であることが想定される。」という質問に修正すべきである。

（2）医師の診断結果・自己申告以外の方法

厚生労働省健康局結核感染症課・国立感染症研究所ほか共著「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」（第6版）（2022年12月22日発行）では、抗原定性検査は「有症状者において、発症から9日目以内の症例では確定診断として用いることができる。」（8頁）と明記しており、実際、医療機関でも抗原定性検査（抗原検査キット）を利用して確定診断しているのであるから、宿泊施設においても、有症状者・濃厚接触者が自発的かつ任意に抗原検査キットにより陰性結果を提示した場合には、医師の診断結果または自己申告によらなくても、協力の求め（医師の診断結果報告要請・居室待機要請等）を行う必要性・合理性はないというべきであるから、「当該症状が特定感染症以外によるものであること」の報告にあたりと解釈すべきである。

たとえ抗原検査キットによる簡易検査結果の提示という方法が感染症法で認められていなくても、宿泊施設という性質上、感染症法のように厳密に特定感染症の患者等であるか否かを確定させるまで求めるべきではない。

よって、自発的かつ任意の簡易検査方法（抗原検査キット等）も「特定感染症以外によるものであること」の報告の一つの方法として除外されるものではないことが明らかにされるべきである。

（3）「厚生労働省令で定めるところにより」

省令（施行規則）案として、「書面又は電子的方法（やむを得ない場合は口頭）」が提案されている。

しかし、医師の診断結果は、患者が医師から口頭で診断結果の説明を受けるのが通常であるから、旅館業の営業者への報告も口頭報告を原則としなければならない。

また、「特定感染症以外によるものであること」について自己申告する場合も、特定感染症以外の体質・疾病等であることの根拠の提示を求めるのは、前述のとおり、患者のプライバシー権侵害の懸念がある。

よって、「特定感染症以外によるものであること（の根拠となる事項）」について、「書面、電子的方法又は口頭」とすべきである。

3 4条の2第1項第1号ロ「感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの」（政令から省令に委任する事項を含む）

(1) 「客室等での待機要請」

「客室等での待機要請」について、指針案（たたき台）14頁26目では「客室等での待機は宿泊者の行動の自由に対する制限であることを踏まえ、旅館業の営業者においては、その求めについて、必要な限度に留めることに特に留意されたい」としているが、かかる記載では、宿泊者の行動の自由・意思決定の自由が最大限尊重され、その制約が必要最小限度に留まることを確認したことにはならず、その制約が必要最小限度を超え、過大な客室等での待機要請となる懸念が払拭されない。

よって、少なくとも、指針案（たたき台）14頁26行目は「客室等での待機は宿泊者の行動の自由に対する制限であることを踏まえ、宿泊者の行動の自由等の基本的人権を最大限尊重し、旅館業の営業者においては、その求めについて、必要な最小限度に留めなければならない」と修正すべきである。

また、指針案（たたき台）14頁23行目では「客室等での待機を求めた宿泊者に必要が生じた場合（例えば、トイレが客室内になく、トイレを使用する場合等）には、客室等から出ることを認める必要がある。」としているが、これではトイレ以外の外出が可能な場合が判然としない。そこで、外出が可能な場合として、「宿泊者の意思・立場・状況等に応じて、生活上・業務上・健康管理上等の個別具体的な事情により外出の必要性が適切に判断されることが必要である。」と修正すべきである。

(2) 健康状態等の確認

指針案（たたき台）15頁19行目では「健康状態等の確認」の一つとして「宿泊しようとする者に当該特定感染症の発生地域の滞在歴があるか否かを確認することが想定される。」としている。

しかし、「発生地域」が国内の他の地域（県外）を意味するのであれば、国内（県外）移動者に対する不当な差別を助長するおそれが高い。

また、海外渡航歴についても、海外渡航歴を質問することは、海外帰国者に対する不当な差別を助長するおそれが懸念されるし、海外渡航歴があることを理由に協力の求め（診断結果報告要請・客室待機要請等）の要否・内容を判断することになれば、過大な協力の求めを助長するおそれも懸念される。

そのため、「宿泊しようとする者に当該特定感染症の発生地域の滞在歴があるか否かを確認すること」は「健康状態等の確認」から除外すべきであり、また、参考資料9「特定感染症に関する確認票」（様式サンプル）からも「過去●日以内に特定感染症の流行国・地域に滞在した」という質問は削除されるべきである。

- (3)「発生した特定感染症に応じて感染症法等において感染防止対策として求められた措置に即するものとして指針で定めるもの」

指針案（たたき台）16頁6行目では「・厚生労働大臣が感染症法の規定に基づいて感染症の予防及びそのまん延の防止に必要なものとして公表している内容」「・特措法に基づく基本的対処方針において定められた内容」としか明記しておらず、具体的内容が判然としない。

そのため、指針では、4条の2第4項により『協力の求めに応じなければならない』ことを考慮し、過大な協力の求めを防止するためには、協力の求めの内容を限定的に明らかにすべきである。

5 4条の2第1項第3号「その他の者」

- (1) 4条の2第1項第3号前段「健康状態その他厚生労働省令で定める事項」

省令（施行規則）案として、「特定感染症が現に発生している地域での滞在の有無、媒介動物との接触の有無、特定感染症の患者等との接触の有無、特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に該当するかどうかを確認するために必要な情報」が挙げられている。

ア 「特定感染症が現に発生している地域での滞在の有無」

4条の2第1項第3号は、「特定感染症の患者等」、「有症状者」及び「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」（濃厚接触者）以外の「その他の者」（宿泊者一般）に適用する規定であるから、協力を求める必要性・合理性は高くない。

にもかかわらず、「特定感染症が現に発生している地域での滞在の有無」を宿泊者に報告させることは、旅館業の営業者にあたかも検疫所長と同様の質問・調査権限を付与しているのと等しく、また、国内（県外）移動についてまで報告を求めることになるのは、明らかなプライバシー

権侵害といえ、かつ、海外・県外からの移動者に対する不当な差別を助長するおそれが大きい。

「その他の者」には、診断結果報告要請・居室待機要請等はず、協力の求めとしてもその内容は極めて限定的なものに留まるから、たとえ「その他の者」に海外渡航歴・県外滞在歴を質問・回答させたとしても、結局、協力の求めの要否・内容にはほとんど影響を与えないので、質問・確認する必要性自体が認められない。

よって、「特定感染症が現に発生している地域での滞在の有無」は省令（施行規則）案から削除すべきであり、指針案（たたき台）9頁29行目「直近で滞在した国・地域」及び15頁20行目「当該特定感染症の発生地域の滞在歴があるか否かを確認することが想定される」も削除し、参考資料9「特定感染症に関する確認票」（様式サンプル）の質問からも削除すべきである。

また、指針案（たたき台）15頁23～27行目では「全国的に特定感染症の発生が確認されている場合に特定地域における滞在歴があるか否かを確認することは、法第4条の2第1項の「必要な限度」を越えている。本項目を確認することが『必要な限度』を越えるか否かは、発生した特定感染症の状況等に応じて、本指針の改定等をもって示す。」としているが、国内の滞在歴についても質問（報告）させることを前提としているから、これも削除されなければならない。

イ 「特定感染症の患者等との接触の有無」

また、省令（施行規則）案として、「特定感染症の患者等との接触の有無」も挙げられているが、極めて抽象的かつ曖昧な内容であり、指針案（たたき台）17頁2行目でも「接触歴の有無」としか記載されていない。

しかし、「特定感染症の患者等との接触の有無」という極めて抽象的かつ曖昧な内容を質問する（報告させる）ことは、著しく恣意的な運用を招き、宿泊客のプライバシー権に対する重大な侵害を招くものであり、かつ、特定感染症の患者等やその家族・同行者に対する不当な差別を助長するおそれが極めて大きい。

上記ア同様、「その他の者」には、診断結果報告要請・居室待機要請等はず、協力の求めもその内容は極めて限定的なものに留まるから、たとえ「その他の者」に「特定感染症の患者等との接触の有無」を質問・回答させたとしても、結局、協力の求めの要否・内容にはほとんど影響を与えないので、質問・確認する必要性自体が認められない。

よって、「特定感染症の患者等との接触の有無」は削除しなければな

らない。

(2) 4条の2第1項第3号後段「感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの」

ア 「健康状態等の確認」

政令(施行令)案では、「健康状態等の確認」が挙げられているところ、「等」については、指針案(たたき台)9頁29行目で「直近で滞在した国・地域」、15頁20行目で「当該特定感染症の発地域域の滞在歴があるか否かを確認することが想定される」と提案されている。

しかし、上記(1)アで述べたとおり、海外渡航歴・国内滞在歴を宿泊者に報告させることは、旅館業の営業者にあたかも検疫所長と同様の質問・調査権限を付与しているのと等しく、また、国内(県外)移動についてまで報告を求めることになるのは、明らかなプライバシー権侵害といえ、かつ、海外・県外からの移動者に対する不当な差別を助長するおそれが大きい。

「その他の者」には、診断結果報告要請・居室待機要請等はできず、協力の求めとしては、体温測定・マスク着用・手指消毒等に留まるから、たとえ「その他の者」に海外渡航歴・県外滞在歴を質問・回答させたとしても、結局、協力の求めの要否・内容にはほとんど影響を与えないので、質問・確認する必要性自体が認められない。

よって、上記(1)ア同様、指針案(たたき台)9頁29行目「直近で滞在した国・地域」及び15頁20行目「当該特定感染症の発地域域の滞在歴があるか否かを確認することが想定される」は削除し、参考資料9「特定感染症に関する確認票」(様式サンプル)の質問からも削除すべきである(また、上記(1)ア同様、指針案(たたき台)15頁23～27行目の記述も削除されなければならない)。

イ 「発生した特定感染症に応じて感染症法等において感染防止対策として求められた措置に即するものとして指針で定めるもの」

指針案(たたき台)16頁6行目では「・厚生労働大臣が感染症法の規定に基づいて感染症の予防及びそのまん延の防止に必要なものとして公表している内容」「・特措法に基づく基本的対処方針において定められた内容」としか明記しておらず、具体的内容が判然としない。

そのため、指針では4条の2第4項により『協力の求めに応じなければならない』ことを考慮し、過大な協力の求めを防止するためには、その協力の内容を限定的に明らかにすべきである。

第3 4条の2第1項(政省令事項以外)

1 4条の2第1項本文「必要な限度において」

指針案（たたき台） 2 頁 3 8～4 1 行目では、「宿泊しようとする者の自己決定権、プライバシー権、宿泊の自由、平等原則等の基本的人権を最大限尊重し、旅館業が国民生活において果たしている重要な役割に鑑みてこれらの規定を必要な最小限度においてのみ適用すべき」と明記した点は評価する。

しかし、かかる記述は「はじめに」だけに記載され、それ以降は一切記述されておらず、各条項の解釈・運用の具体的説明部分では「必要な限度」という文言が記載されている。これでは、基本的人権の最大限の尊重及び必要な最小限度の適用という憲法上の基本原則を旅館業の営業者に十分周知させることは困難である。

そのため、各条項の説明部分において、基本的人権の最大限の尊重及び必要最小限度の適用という記述を明記すべきである。

2 協力要請の方法・態様

指針案（たたき台） 7 頁 1 3 行目では「旅館業の営業者は、医師の診断の結果の報告や客室待機をはじめ協力の求めについて、事実上の強制にわたるような求めをすべきではないこと」と明記した点は評価する。

しかし、これだけでは不十分である。

指針案（たたき台） 2 7 頁 1 1～2 4 行目では、5 条 1 項 3 号の「特定要求行為」について、「要求を実現するための手段・様態が不相当な言動」の例として、身体的な攻撃（暴行・傷害）、精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言）、継続的な（繰り返される）、執拗な（しつこい）言動、拘束的・差別的な言動など詳細に列挙されていることと比較しても、均衡を失っている。

宿泊客の自己決定権などの基本的人権の侵害や差別的取扱いを防止するためには、私たちの 2023 年 8 月 17 日付け意見書（7 頁・10 頁）にも記載したとおり、「事実上の強制」のほかにも、「強要、威圧的な要請、執拗な要請、迷惑・困惑するような要請」も禁止されるべきである。

また、インフォームド・コンセント原則に基づき、宿泊客の自己決定権を保障するためには旅館業の営業者が説明義務を果たすことにより、宿泊者が協力の求めの趣旨・内容等を十分理解して、自由に意思決定する機会を保障することが必要不可欠であるから、「旅館業の営業者が、宿泊客に対し、協力の求めを行う際には、適切かつ丁寧でわかりやすい説明をして、宿泊者が十分理解できたうえで、宿泊者による自由な意思決定を保障しなければならない」との趣旨が指針上も明らかにされるべきである。

3 同意を得ること（参考資料 9 <誓約・同意事項> 書面）

指針案（たたき台） 7 頁 1 6 行目では「トラブルを避ける観点から、協力の求めに応じることについて同意を得ることが考えられること」と記載して

おり、それに基づき、参考資料9（様式サンプル）の各確認票には＜誓約・同意事項＞書面が付けられている。

しかし、参考資料9＜誓約・同意事項＞書面は、単に営業者の協力要請や保健所等の指示に関する一般的・包括的な内容しか記載されていないから、実際は、宿泊者から形式上同意を得たという体裁を取ることだけが目的となっているとしか言いようがなく、適切かつ丁寧でわかりやすい説明に基づく本人の十分な理解に基づくという自己決定権保障の前提を欠いている。

私たちの2023年8月17日付け意見書（7頁）で説明・同意書面を求めたのは、インフォームド・コンセント原則を遵守させるための重要な手段と位置付けたからであり、宿泊者が適切かつ丁寧でわかりやすい説明をしたうえで、宿泊者が十分理解して、自発的に同意するというインフォームド・コンセント原則が保障されていない＜誓約・同意事項＞書面は、有害無益である（インフォームド・コンセント原則が保障された説明・同意書面でなければ、同意書面を作成する意味は無い）。

つまり、形式的に同意書面を取ればよいのではなく、同意に至る過程の適正性が保障されていることが必要不可欠であり、＜誓約・同意事項＞書面では、同意を得る過程の適正性が全く保障されていない以上、宿泊者の同意自体が有効な意思表示とは言えず、違法のおそれがある。

そして、宿泊者が＜誓約・同意事項＞書面に署名した後は、いかなる協力の求め・指示にも従わせようとする事実上強制するための手段と化すことも懸念され、宿泊者の自己決定権・行動の自由等を侵害する結果を招くおそれが懸念される。

よって、参考資料9＜誓約・同意事項＞書面は削除・撤回すべきである。

4 4条の2第1項本文（柱書）「特定感染症国内発生期間に限り」

指針案（たたき台）17～19頁では、各特定感染症の「国内発生期間」が示されている。

しかし、私たちの2023年8月17日付け意見書（3頁）でも述べたとおり、宿泊客の基本的な人権を最大限尊重し、その制約を必要最小限度に留めて、協力の求めの恣意的運用及び過大な権利制限を防止するためには、たとえ「国内発生期間」であっても、感染の波や地域毎の感染拡大状況を考慮して、協力の求めの期間・地域を限定すべきである。

よって、指針（はじめに）において、新型インフルエンザ等感染症については、新型インフルエンザ等対策特別措置法上の緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置の期間・場所に限定することとし、それ以外の期間・場所における協力の求めは特段の事情が必要という要件を明記すべきである。

少なくとも、指針案（たたき台）7頁10～12行目「旅館業の営業者は、

法第4条の2の規定に基づく協力の求めについては、宿泊しようとする者の置かれている状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性及び内容を判断すること」に加えて、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象となる特定感染症については、同法の緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置の期間・場所以外の期間・場所において協力の求めをする場合には、より一層慎重かつ細心の注意を払って協力の必要性及び内容を判断すること」と追記すべきである。

第4 4条の2第4項「協力の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない」

1 「正当な理由」

指針案（たたき台）19頁37行目では、協力の求めに応じない「正当な理由」として、「基本的には個人により左右できない理由により感染対策への協力が困難である場合が想定され」、具体例として、①医療機関が診療時間外・遠方であること、②既往歴等の関係で特定の医療機関以外の受診を避ける必要があること、③症状により医師の診察を受けに行くことが困難であることなどが挙げられている。

しかし、上記基本的な想定及び具体例では、指針案（たたき台）2頁記載の「基本的人権を最大限尊重」の趣旨が十分反映されておらず、指針案（たたき台）21頁5行目で「宿泊しようとする者の置かれている状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性の有無及び協力の内容について適正性・公平性が図られるよう、柔軟に幅広く解釈・運用することに留意されたい。」と記載していることとの整合性が必ずしも取れていない。

あらためて、「正当な理由」該当性判断が、「柔軟に幅広く解釈・運用」されるための上記記載との整合性を図るべきである。

また、「正当な理由」となり得る具体例として、（1）旅館業の営業者が宿泊者に対して受診が可能かつ容易な医療機関を紹介することができない場合、（2）年齢・天候等により医療機関の受診が容易ではない場合、（3）交通費・診察費の経済的負担能力により医療機関の受診が困難であることが明らかな場合、（4）感染状況・重篤性等により受診の必要性が必ずしも高くない場合などを例示することが検討されるべきである。

そして、指針案（たたき台）20頁2行目「②既往歴等の関係で特定の医療機関以外の受診を避ける必要があること」の後に「（または当該申出があること）」と追記すべきである。また、同頁8行目「障害・疾患がある等によりマスク着用が困難であること」の後に「（息苦しさ等の身体的・精神的負担が生じる場合を含む。）」と追記すべきである。

2 「その（協力の）求めに応じなければならない」

(1) 任意である（強制力を伴わない）ことの確認

指針案（たたき台）21頁13行目では「法第4条の2第1項の協力の求めに正当な理由なく応じないことのみをもって、営業者が宿泊を拒むことは認められないほか、宿泊しようとする者に罰則が科されるものでもない。」としている。

しかし、4条の2第4項違反を理由に宿泊拒否できないことや罰則が科されないことは、法律上自明のことであり、かかる記載だけでは任意性の担保することにはならない。

4条の2第4項では「その求めに応じなければならない」と規定している以上、一般人にとって、同条項は何らかの強制力を有しており、協力の求めに応じなければ、何らかの不利益や差別を受けるのではないかと誤解・畏怖させ、自由な意思決定を阻害するおそれが極めて高い。

そのため、指針には「宿泊者の自己決定権等の基本的人権を最大限尊重しなければならない、4条の2第1項の「協力の求め」はあくまでも任意の要請に留まり、4条の2第4項は、法律上も事実上も強制力を伴うものではない」と明記すべきである。

(2) 不利益的・差別的取扱いへの懸念払拭

指針案（たたき台）21頁13行目では、法律上自明のことながら、「法第4条の2第1項の協力の求めに正当な理由なく応じないことのみをもって、営業者が宿泊を拒むことは認められない」と記載されている。しかしながら、実際には、4条の2第4項の規定の存在自体が事実上の強制的効果を生じさせる危険性は大きく、当該規定違反者に対する事実上の不利益的ないし差別的取扱いが生じる懸念が払拭できない。

そのため、指針においては、事実上の不利益的ないし差別的取扱いの懸念が払拭されるような記載が求められる。

第5 5条（宿泊拒否制限）

1 5条1項1号（特定感染症の患者等）

(1) 特定感染症の患者等の判断権者

指針案（たたき台）7頁30行目では「特定感染症の患者等」（以下「患者等」という。）としたうえで、7頁35行目から8頁22行目まで、「患者等」の類型を説明しており、22頁7行目では、「患者等であるときは、宿泊を拒むことはできる」と明記している。

しかし、指針の書きぶりでは、感染症法上保健所・医師が「患者等」と判断した者という趣旨が不明確である（そのように読み取るのは困難である）。

営業者の予断や偏見差別により「患者等」を判断して、誤った宿泊拒否

が起こらないように、「患者等」は感染症法上保健所・医師が「患者等」と判断した者に限る（保健所・医師以外は「患者等」を判断する権限はないこと）ということ、指針でわかりやすく、かつ、繰り返し明記すべきである（濃厚接触者についても、感染症上保健所が認定した者に限り、旅館業の営業者に判断権限はないことも繰り返し明記すべきである）。

(2) 入院等が困難な場合の患者等の宿泊

指針案（たたき台）22頁20～27行目では、特定感染症の患者等であっても、医療機関の逼迫や入院調整等に時間が要する場合には、「客室等で待機させることが望ましい」としている。

しかし、特定感染症の患者等の行き場がなくなることは、本人の休養・就寝する場が奪われ、本人の生命・健康に重大な危険が生じ得る。

そのため、医療機関への入院等が困難な場合には、「旅館業の公共性を踏まえ、かつ宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにする」（5条2項）に基づき、5条1項1号は適用すべきではなく、指針を「客室等で待機させることが望ましい」から「客室等で待機させるべきである」と修正すべきである（少なくとも「客室等で待機させる必要性が大きい」と修正すべきである）。

2 5条1項3号（過重な負担）

(1) 5条1項3号「厚生労働省令で定めるもの」

5条1項3号の「厚生労働省令で定めるもの」について、省令（施行規則）（案）たたき台（資料2）では、「粗野又は乱暴な言動を交える方法その他の従業者の心身に著しい負担を与え、又はそのおそれがある方法による要求（当該行為が合理的な理由を欠くものに限る。）であって、それにより業務の遂行に通常必要とされる以上の業務量を要することとなるものその他のその実施に伴う負担が過重であるもの」としている。

しかし、政府（加藤勝信厚生労働大臣）は、国会審議（衆議院・参議院厚生労働委員会）において、「迷惑客の宿泊拒否事由に該当する具体的な事例として、宿泊サービスに従事する従業員を長時間にわたって拘束し、又は従業員に対する威圧的な言動や暴力的行為をもって苦情の申出を行うこと等を定めることを考えているところであります」と答弁していたにもかかわらず、今回の省令（施行規則）（案）たたき台では、かかる大臣答弁を大きく変更・逸脱している。

「粗野又は乱暴な言動を交える方法その他の従業者の心身に著しい負担を与え、又はそのおそれがある方法による要求（当該行為が合理的な理由を欠くものに限る。）」という定義では、「その他」「おそれ」「合理的理由を欠く」という文言により、実質的には特定要求行為が「特定」されてい

ないこととなり、附帯決議「八 営業者による恣意的な運用がなされないよう明確かつ限定的な内容とするよう努める」に反する結果ともなる。

よって、「その他」「おそれ」は削除し、「長時間の拘束、威圧的な言動、暴力的行為等従業者の心身に著しい負担を与える方法による要求（当該行為が合理的な理由を欠くことが明らかな場合に限る。）」と明確かつ限定的な内容として、恣意的運用を防止すべきである。

そして、指針案（たたき台）27頁4～6行目「当該要求を実現するための手段・態様が不相当なものであれば、その行為は合理的な理由を欠くこととなり、特定要求行為に該当しうる。」という記載についても、「手段・態様が不相当」＝「合理的な理由を欠く」と短絡的に判断されることによる恣意的運用の危険を招くため、「手段・態様が不相当」という抽象的文言は削除し、「個人の表現の自由等の基本的人権が最大限尊重されることを踏まえたうえで、当該要求を実現するための手段・態様として、長時間の拘束、威圧的な言動、暴力的行為等従業者の心身に著しい負担を与える方法による要求であり、当該行為が合理的な理由を欠くことが明らかな場合に限り、特定要求行為に該当しうる。」と修正すべきである。

（2）不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮義務

指針案（たたき台）25頁3行目では「障害者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならず」、同頁7行目では「合理的配慮の提供と建設的対話は基本的に一体不可分」としている。

もちろん、かかる記載は障害者差別解消法の趣旨から当然のことであるが、特に旅館業法上で注意すべき具体例として、例えば、盲導犬同伴者・大型車椅子ユーザー等の身体障がい者などに対して「私どもの旅館・ホテルはバリアフリーではない」とか、時に大声を出したり、従業員との円滑なコミュニケーションができずにトラブルに発展することがある発達障がい者などに対して、「他のお客様にご迷惑である、嫌がる」などの理由で宿泊拒否できないと述べた上で、「建設的対話を通じて社会的障壁の除去を行うことが求められる」と明記すべきである。

3 5条1項4号（宿泊施設に余裕がないとき）

指針案（たたき台）31頁23行目では「宿泊施設の規模や設備等の要因によって宿泊者等を客室で待機させることが困難であるため、特定感染症の症状を呈している者について感染防止対策として宿泊を拒む者は、特定感染症の種類や状況によっては、法第5条第1項第4号の適用の可能性がある。」と記載されている。

しかし、かかる記載は、4条の2第4項違反を理由とした宿泊拒否新設条項を国会審議で削除したという改正議論の経緯を完全に反故にし、「特定感

染症の患者等」でないにもかかわらず、有症状者という理由で、「宿泊施設に余裕がないとき」（5条1項4号）という規定を「迂回ルート」として利用し、宿泊拒否を認めさせるいわば「抜け穴」を作ろうとするものであり、明らかに5条1項本文（宿泊拒否禁止原則）の趣旨を逸脱・没却するものであるから、到底、許されない。

4 5条2項（みだりな宿泊拒否の禁止）

指針案（たたき台）28頁20～21行目「宿泊しようとする者の状況等に一切配慮せずに宿泊を拒むような場合は『みだりに宿泊を拒む』に該当し得る」、同頁25～26頁「無思慮に宿泊を拒めば、『みだりに宿泊を拒む』に該当し得る」と記載しているが、これでは「みだりに」の解釈としては狭すぎる。「一切配慮せず」「無思慮」に宿泊拒否することが「みだりに」に該当することは、いわば当然である。

指針には「宿泊客の意思及び立場・状況等に対する尊重が不十分な場合も、「みだりに宿泊を拒む」に該当し得る」と明記すべきである。

5 附則3条2項（宿泊拒否の理由等の記載）

指針案（たたき台）29頁17行目「宿泊を拒んだ理由のほか、その日時や拒否した者の氏名等を記録しておく必要がある。」としているが、「宿泊を拒んだ理由」が（法律の条文だけを記載するだけのよう）極めて形式的な記載では適正性の事後検証もできないから、「具体的な状況・経緯・やりとり等」も付加すべきである。

第6 3条の5（研修体制）

1 研修の内容

指針案（たたき台）34頁では、研修の内容として、「感染症法前文の意味とその経緯」「ハンセン病元患者やH I V患者等に対する宿泊拒否事件」「新型コロナウイルス感染症の流行初期における患者差別の実情と要因」が挙げられた。

かかる研修は必要かつ重要であるから、当事者を講師とする研修企画・ツールを国が作成し、反復継続的に実施するようにすべきである。

2 研修機会の付与

指針案（たたき台）33頁27頁では「研修を受講させるよう努める必要がある」としている。

しかし、形式的に研修を実施しても、ごく一部の営業者・従業員だけが参加した研修では差別解消に向けた理解を広く旅館業の営業者・従業員に周知することができず、およそ実効性を欠くうえ、労働時間内に労働と研修を両立させることや労働時間外に研修を受講させることには、労働者の職務専念義務や時間外労働との関係で、労働法上問題が生じかねない。

そのため、全国の旅館業の営業者・従業員の全員が円滑に研修に参加できるような体制を構築すべきであり、例えば、国が研修を受ける時間帯について特別な休暇制度を設けたり、労働時間外に研修を受けるための（残業代に準じた）給付金制度など、全労働者が任意かつ自発的で円滑に研修を受けることができる労働環境を整備すべきである。

3 研修実施の確認

今後の対応方針（案）（資料4）6頁では「研修の実施の有無・内容等についても定期的に確認するよう、政府から都道府県等に対して周知することとしてはどうか。」と明記された。

かかる提案自体は正当であるが、研修の実施の有無・内容等にかかる定期的確認を都道府県等任せにするのではなく、（第7の2記載のとおり）国が設置する第三者的機関においても収集・確認して、検証・再発防止策を講じる体制とすべきである。

第7 相談・検証体制

1 相談窓口

今後の対応方針（案）（資料4）5頁では、「都道府県等において相談窓口を明確にし、利用者側から不当な協力要請や宿泊拒否がなされたとの申出があった場合には、必要に応じて、法第7条に基づき報告の徴収等を行うとともに、営業者側から協力要請や宿泊拒否に関して相談があった場合には適切に助言することが求められること」と明記された。

もちろん、必要に応じて法第7条の報告の徴収等を行うことは当然であるが、利用者側からの相談があった際、営業者に対する適切な助言を行うことも追加すべきである。また、不当な協力の求めや宿泊拒否に対しては、チェックイン等の際、迅速かつ適正な対応が求められるため、都道府県等に対しては、旅館業法令に精通した人材の確保・研修と共に、迅速かつ機動的な対応が取れることができる体制を整備するよう求める。

2 検証体制

今後の対応方針（案）（資料4）6頁では、「都道府県等は、旅館業の営業者が不適切な宿泊拒否や感染防止対策への協力の求めを行っていることを把握した場合、旅館業の営業者に対して、法7条の報告徴収等を行い、必要な場合は法第8条により営業の許可の取消や営業の停止を行うことも含めて検討するよう、政府から都道府県等に周知することとしてはどうか」と提案された。

もちろん、かかる提案自体は当然必要な対応であるが、差別事例等の収集・対応を都道府県等任せにするのではなく、旅館業法改正を主導してきた国自身が責任をもって人権侵害・差別防止のための検証を図るべきであり、検証

過程が公開され、適正・公平に検証を行なうための機関を設置したうえで、定期的に（例えば年1回）、事例報告を収集・検証し、問題事例の再発防止策を検討していくべきである。

また、衆議院・参議院の附帯決議「五 営業者の実施した協力の求めの内容について適切に把握し、その適正性・公平性を確認すること」を踏まえ、しかるべき機関による事後検証のためにも、政府は、協力の求めに関する具体的な実施状況を記録し報告するための制度・様式サンプルを作成しておくべきである。

第8 環境整備

今後の対応方針（案）（資料6）2頁では、「各都道府県において適切に地域の医療提供体制を確保するよう、政府から通知等で働きかけることとしてはどうか」と提案された。

もちろん、かかる提案自体は当然必要な対応であるが、単に通知等で働きかけるだけでは進捗状況が把握できず、問題への適切な対応策を講じることができない可能性があるため、前述（第7の2）記載の国の設置する第三者機関において、宿泊施設と医療機関の連携体制の状況を定期的に確認し、必要な提言などを発していくべきである。

第9 最後に

以上のとおり、宿泊施設における感染症患者及びそれが疑われる者に対する人権侵害や差別を絶対に引き起こさないためには、憲法上の基本的人権が最大限保障されることを常に念頭に置いて、最大限の注意を払って、政令・省令・指針が策定されなければならない。

以上